

指定（介護予防）ユニット型短期入所生活介護ハピネス五戸 運営規程

（趣旨）

第 1 条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定ユニット型短期入所生活介護（以下『短期入所生活介護』という）ハピネス五戸の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助をおこなう。
- (2) 相当以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行う。
- (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- (4) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。

（名称及び所在地）

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ハピネス五戸
- (2) 所在地 青森県三戸郡五戸町字姥堤34番1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 管理者 | 1 人（常勤・兼務）
管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。 |
| (2) 医師 | 2 人以上（非常勤・兼務）
医療に関する業務 |
| (3) 生活相談員 | 1 人以上（常勤・兼務）
日常生活の相談・指導業務 |
| (4) 介護職員 | 16 人以上（常勤・兼務）
生活全般に関する介護・相談及び援助 |
| (5) 看護職員 | 1 人以上（専従・兼務）
医療・保健衛生に関する業務 |
| (6) 管理栄養士 | 1 人以上（常勤・兼務）
献立・栄養指導に関する業務 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 人以上（常勤・専従）
機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練業務
※ 従業者は介護老人福祉施設と兼務する。 |

(短期入所生活介護の利用定員)

第 6 条 利用定員は、次の通りとする。

八幡坂ユニット 10 人 (1 ユニット)

(通常の送迎の実施地域)

第 7 条 五戸町、新郷村、八戸市豊崎・尻内・下長地区、南部町・旧名川地区、とする。

(短期入所生活介護の内容)

第 8 条 短期入所生活介護は、次の通りとする。

- (1) 介護の提供
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練の提供
- (4) 健康管理の提供
- (5) 相談及び援助
- (6) その他のサービスの提供

(短期入所生活介護計画の作成)

第 9 条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、サービス提供の開始前から終了に至るまでの期間、介護計画を作成する。

- 2 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 介護計画の作成に当たっては、入所者又は家族に説明し同意を得、交付する。

(利用料その他の費用の額)

第 10 条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

- 2 その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、事前に文章により、入所者・ご家族に説明し支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

(1) 居住費・食費

(1)

利用者負担段階	利用者負担額 (1 日あたり)	
	居 住 費	食 費
基 準 額	2, 200円	1, 450円

介護保険負担限度額認定証の発行がある方は、記載されている額を支払うものとする。

(2) その他

	料 金	備 考
※嗜好等に関わる交通費	500円 (片道)	五 戸 町
	1, 000円 (片道)	五戸町以外
嗜好に関わる諸経費	実 費	入場料等
理美容	実 費	
クラブ費	実 費	個人保管の作品材料費

※ 嗜好等に関わる交通費の例

- ・自宅以外への送迎の場合
- ・床屋等、個人の嗜好で外出する場合
- ・五戸町内外への通院の場合

(利用者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項)

第11条 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

- 2 喫煙は決められた場所以外では行わない
- 3 飲酒は常識の範囲内で行う。
- 4 対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- 5 事業所内での他の利用者等への宗教活動及び、政治活動は行わない。

(緊急時における対応方法)

第12条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(秘密保持等)

第13条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第14条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容を記録する。
- 3 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、周知徹底を図る。
- (2) 事故防止のための委員会及び研修を定期的に行う。
- (3) 事故が発生した場合、速やかに市町村、家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- (4) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束の適正化の推進)

第16条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びにやむを得ない理由を記載する。

- 2 身体的拘束等適正化を図るために次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化を図る為の対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者へ周知する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回行う。

(衛生管理等)

第17条 感染症又は食中毒の発生及びまん延防止の対応は次の通りとする。

- (1) 感染症及び食中毒発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年2回研修を行う。

(記録の整備)

第18条 利用者に対する短期入所生活介護に関する記録を整備しその完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 利用者的人権の擁護、虐待防止の観点から次のことを行う。

- (1) 虐待を防止する為の職員に対する研修を年 2 回以上行う。
- (2) その他、指針の作成等、虐待防止の為に必要な業務体制を整備する。

(非常災害対策)

第 20 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。

- (1) 防火管理者は併設事業所を含めた従事者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年 1 回以上
 - ② 利用者、災害協力隊を含めた総合訓練……………年 2 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

第 21 条 災害や感染症の発生時において、同一敷地内にある事業所と共同し事業継続計画を策定し合同研修、訓練をそれぞれ 2 回行う。

2 事業継続計画は適宜、見直しを図る。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年 4 回以上

(附則) この規程は、2024 年（令和 6）年 4 月 1 日より施行する。